

## プリオン評価書（案）

アイルランドから  
輸入される牛肉及び牛の内臓に係る  
食品健康影響評価

2013年9月

食品安全委員会  
プリオン専門調査会

第 82 回プリオン専門調査会  
評価書（案）たたき台

目次

頁

<審議の経緯> .....	2
<食品安全委員会委員名簿> .....	2
<食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員名簿> .....	2
要 約 .....	3
I. 背景及び評価に向けた経緯 .....	4
1. はじめに .....	4
2. 資問の背景 .....	4
3. 資問事項 .....	5
4. 本評価の考え方 .....	5
II. BSE の現状 .....	8
1. 世界の BSE 発生頭数の推移 .....	8
2. 各国の BSE 検査体制 .....	11
3. 各国の特定危険部位 (SRM) .....	12
4. 各国の飼料規制 .....	13
III. 牛群の感染状況 .....	14
1. 飼料規制等の概要 .....	14
2. BSE サーベイランスの状況 .....	15
3. BSE 発生状況 .....	17
牛群の感染状況のまとめ .....	19
IV. SRM 及び食肉処理 .....	20
1. SRM 除去 .....	20
2. と畜処理の各プロセス .....	20
3. その他 .....	21
SRM 及び食肉処理のまとめ .....	22
V. 食品健康影響評価 .....	23
1. BSE の発生状況 .....	23
2. 飼料規制とその効果 .....	23
3. SRM 及び食肉処理 .....	23
4. 牛の感染実験 .....	24
5. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) .....	24
6. 非定型 BSE .....	24
7. まとめ .....	25
<別紙：略称> .....	27
<参考文献> .....	28
<別添資料> .....	29

第 82 回プリオン専門調査会  
評価書（案）たたき台

＜審議の経緯＞

2013 年 4 月 2 日 厚生労働大臣よりアイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について要請、  
関係書類の接受

2013 年 4 月 8 日 第 470 回食品安全委員会（要請事項説明）

2013 年 6 月 19 日 第 80 回プリオン専門調査会

2013 年 7 月 16 日 第 81 回プリオン専門調査会

2013 年 9 月 2 日 第 82 回プリオン専門調査会

＜食品安全委員会委員名簿＞

熊谷 進（委員長）  
佐藤 洋（委員長代理）  
山添 康（委員長代理）  
三森国敏（委員長代理）  
石井克枝  
上安平冽子  
村田容常

＜食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員名簿＞

酒井健夫（座長）	永田知里
水澤英洋（座長代理）	中村好一
小野寺節	堀内基広
甲斐 諭	毛利資郎
門平睦代	山田正仁
佐多徹太郎	山本茂貴
筒井俊之	

第 82 回プリオン専門調査会  
評価書（案）たたき台

1 要 約

2 食品安全委員会プリオン専門調査会は、アイルランド及びポーランドから輸入される  
3 牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について、厚生労働省からの要請を受け、  
4 同省から提出された評価対象 2 か国に関する参考資料等を用いて調査審議を行い、諮  
5 問内容のうち、アイルランドに係る（1）の輸入月齢制限及び（2）の特定危険部位  
6 （SRM）の範囲に関する食品健康影響評価を先行して実施した。

7 評価に当たっては、食品安全委員会においてこれまでに実施してきた食品健康影響  
8 評価において得られた知見のほか、牛海綿状脳症（BSE）対策の現状、SRM 及び食  
9 肉処理などの関連知見に基づき、総合的に評価を実施した。

10

11 BSE については、1990 年代前半をピークとして、英国を中心に欧州において多数  
12 発生し、1996 年には、世界保健機関（WHO）等において BSE の人への感染が指摘  
13 された。世界の BSE 発生頭数は累計で 190,646 頭（2013 年 6 月現在）である。発生  
14 のピークであった 1992 年には年間 37,316 頭の BSE 発生報告があったが、その後、  
15 飼料規制の強化等により発生頭数は大幅に減少し、2012 年には 21 頭、2013 年には  
16 3 頭（2013 年 6 月現在）の発生となっている。なお、アイルランドにおいては、2004  
17 年 4 月生まれの 1 頭を最後に、これまでの 9 年間に生まれた牛に BSE の発生は確認  
18 されていない。

19 評価結果の概要は以下のとおりである。

20

21 現行の飼料規制等のリスク管理を前提とし、牛群の BSE 感染状況及び感染リスク  
22 並びに BSE 感染における牛と人との種間の障壁（いわゆる「種間バリア」）の存在  
23 を踏まえると、アイルランドに関しては、諮問対象月齢である 30 か月齢以下の牛由  
24 来の牛肉及び牛内臓（扁桃及び回腸遠位部以外）の摂取に由来する BSE プリオンに  
25 よる人でのクロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）発症は考え難い。

26 したがって、食品安全委員会プリオン専門調査会は、得られた知見を総合的に考慮  
27 し、諮問内容のうちアイルランドに係る（1）の輸入月齢制限及び（2）の SRM の  
28 範囲に関して、以下のとおり判断した。

29

30 （1）月齢制限

31 アイルランドに係る輸入条件に関し、輸入月齢制限の規制閾値が「輸入禁止」  
32 の場合と「30 か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人  
33 への健康影響は無視できる。

34

35 （2）SRM の範囲

36 アイルランドに係る輸入条件に関し、頭部（扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱に  
37 ついて、SRM の範囲が「輸入禁止」の場合と「30 か月齢超」の場合のリスクの差  
38 は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

第 82 回プリオン専門調査会  
評価書（案）たたき台

1 I. 背景及び評価に向けた経緯

2 1. はじめに

3 1990 年代前半をピークとして、英国を中心に欧州において多数の牛海綿状  
4 脳症 (BSE) が発生し、1996 年には、世界保健機関 (WHO) 等において BSE  
5 の人への感染が指摘された。一方、2001 年 9 月には、国内において初の BSE  
6 の発生が確認されている。こうしたことを受け、我が国は 1996 年に反する  
7 動物の組織を用いた原料について反する動物への給与を制限する行政指導を行  
8 うとともに、これまで、国内措置及び国境措置からなる各般の BSE 対策を  
9 講じてきた。

10 食品安全委員会は、これまで、自ら評価として食品健康影響評価を実施し、  
11 ①「日本における牛海綿状脳症 (BSE) 対策について－中間とりまとめ－(2004  
12 年 9 月)」を取りまとめるとともに、厚生労働省及び農林水産省からの要請  
13 を受けて食品健康影響評価を実施し、②「我が国における牛海綿状脳症 (BSE)  
14 対策に係る食品健康影響評価 (2005 年 5 月)」及び③「米国・カナダの輸出  
15 プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由  
16 来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る食品健康影響評価  
17 (2005 年 12 月)」について取りまとめた。その後、自ら評価として食品健  
18 康影響評価を実施し、④「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健  
19 康影響評価 (オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラ  
20 グア、ブラジル、ハンガリー、ニュージーランド、バヌアツ、アルゼンチ  
21 ン、ホンジュラス、ノルウェー：2010 年 2 月から 2012 年 5 月)」を取りま  
22 とめた。さらには、2011 年 12 月に厚生労働省からの要請を受けて、国内の  
23 検査体制、輸入条件といった食品安全上の対策全般について、最新の科学的  
24 知見に基づき再評価を行うことが必要とされたことを踏まえ食品健康影響評  
25 値を実施し、⑤「牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直しに係る食品健康影響評  
26 値 (2012 年 10 月及び 2013 年 5 月)」を取りまとめた。

27 今般、厚生労働省から、⑤の米国、カナダ、フランス及びオランダに係る  
28 国境措置に引き続き、アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び  
29 牛の内臓の輸入条件の設定について食品健康影響評価の要請（諮問）があつ  
30 た。

31 2. 諒問の背景

33 厚生労働省から上記⑤の評価要請のあった 2011 年 12 月時点において、歐  
34 州連合 (EU) からの牛肉等の輸入については、暫定的に禁止措置が講じられ  
35 てから約 10 年が経過しており、各国の飼料規制及びサーベイランスの実施状  
36 況、食肉処理段階の措置等を踏まえ、現在のリスクの評価が必要とされてい  
37 る。

38 また、日本と同様の BSE 対策を実施している EU では、近年、リスク評価

第 82 回プリオン専門調査会  
評価書（案）たたき台

1 結果に基づき、段階的な対策の見直しが行われている。

2 このような状況下で、2012 年 10 月には、前述の「牛海綿状脳症（BSE）  
3 対策の見直しに係る食品健康影響評価」（別添資料）において、フランス及  
4 びオランダから輸入される牛肉及び牛の内臓の輸入月齢制限として、「輸入  
5 禁止」を「30 か月齢」とした場合のリスクの差はあったとしても非常に小さ  
6 く、人への健康影響は無視できると評価したところである。また、特定危険  
7 部位（SRM）の範囲として、頭部（扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱について、  
8 「輸入禁止」を「30 か月齢超」とした場合のリスクの差はあったとしても非  
9 常に小さく、人への健康影響は無視できると評価している。

10  
11 **3. 質問事項**

12 厚生労働省からの質問事項及びその具体的な内容は以下のとおりである。  
13

アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について、  
輸入条件の設定

(具体的な質問内容)

具体的に意見を求める内容は、以下のとおりである。

(1) 月齢制限

現行の「輸入禁止」から「30 か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRM の範囲

現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸遠位部（盲腸との接  
続部分から 2 メートルの部分に限る。）並びに 30 か月齢超の頭部（舌  
及びほほ肉を除く。）、脊髄及び脊柱」に変更した場合のリスクを比較。

※ 脊柱については、背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、  
腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正  
中仙骨稜及び尾椎を除く。

(3) 上記(1)及び(2)を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規  
制閾値（上記(1)）を引き上げた場合のリスクを評価。

14  
15 **4. 本評価の考え方**

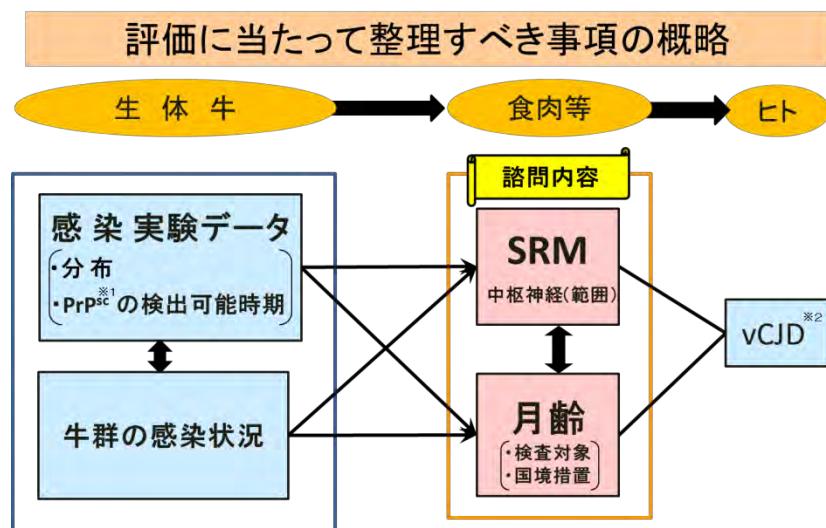
16 3. に記載の厚生労働省からの質問事項を踏まえ、食品安全委員会プリオ  
17 ン専門調査会は、評価に当たって整理すべき事項について検討を行った。

18 具体的には、2012 年 10 月評価書「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに  
19 係る食品健康影響評価」（別添資料）と同様に、以下のような考え方に基づ  
20 いて検討を進め、食品健康影響評価を実施することとした。なお、概要は図  
21 1 に示すとおりである。

第 82 回プリオン専門調査会  
評価書（案）たたき台

- これまでの BSE のリスク評価と同様に、①生体牛のリスク、②食肉等のリスク、③変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）発生のリスクの順で検討を行う。
- 生体牛のリスクについては、BSE プリオンの感染性及び牛群の感染状況について検討を行う。
- BSE プリオンの感染性については、主に感染実験のデータから、異常プリオンたん白質の分布（蓄積部位：中枢神経系、その他の部位）、異常プリオンたん白質の蓄積時期（感染実験の用量の影響、感染と発症の関連等）等について検討を行う。※
- 牛群の感染状況については、BSE の発生状況（月齢構成及びサーベイランスの状況）、侵入リスク（生体牛、肉骨粉等の輸入量）、国内安定性（飼料規制、SRM の利用実態、レンダリングの状況、交差汚染防止対策等）について検討を行う。評価に当たっては、自ら評価で用いた手法の適用についても検討を行う。
- 食肉等のリスクについては、と畜場での管理状況（SRM の除去、ピッシングの状況、と畜場での検査、と畜月齢の分布等）を確認し、SRM の範囲及び月齢（国境措置）について検討を行う。
- 従来の BSE と異なる非定型 BSE について、入手できたデータの範囲内で検討を行う。※
- vCJD については、発生状況、疫学情報等を確認し、日本における BSE 対策によるリスクの低減等について検討を行う。※

ただし、上記のうち、※を記した事項については、2012 年 10 月評価書「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」（別添資料）以降、評価に影響を及ぼすような新たな科学的知見は得られていないことから、2012 年 10 月評価書をもってかえることとし、本評価書において再掲しないこととした。



※1 PrP<sup>sc</sup>: 異常プリオントンたん白質  
※2 vCJD: 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病

1

2 **図 1 評価に当たって整理すべき事項の概略**

3 以上のような考え方を踏まえ、BSE に関する最新の科学的知見や、BSE の  
4 発生状況、規制状況等について審議した結果得られた知見から、諸問内容の  
5 うち、アイルランドについて、(1) の輸入月齢制限及び (2) の SRM の範  
6 囲に関する一定の評価結果を導き出すことが可能と考えた。

7 厚生労働省からの諸問においても、(1) の輸入月齢制限及び (2) の SRM  
8 の範囲に関する取りまとめを終えた後、(3) のさらに月齢の規制閾値を引  
9 き上げた場合のリスクを評価することとされていることを踏まえ、食品安全  
10 委員会プリオントン専門調査会は、まず (1) の輸入月齢制限及び (2) の SRM  
11 の範囲に関する取りまとめを先行して行うこととした。

1   **II. BSE の現状**

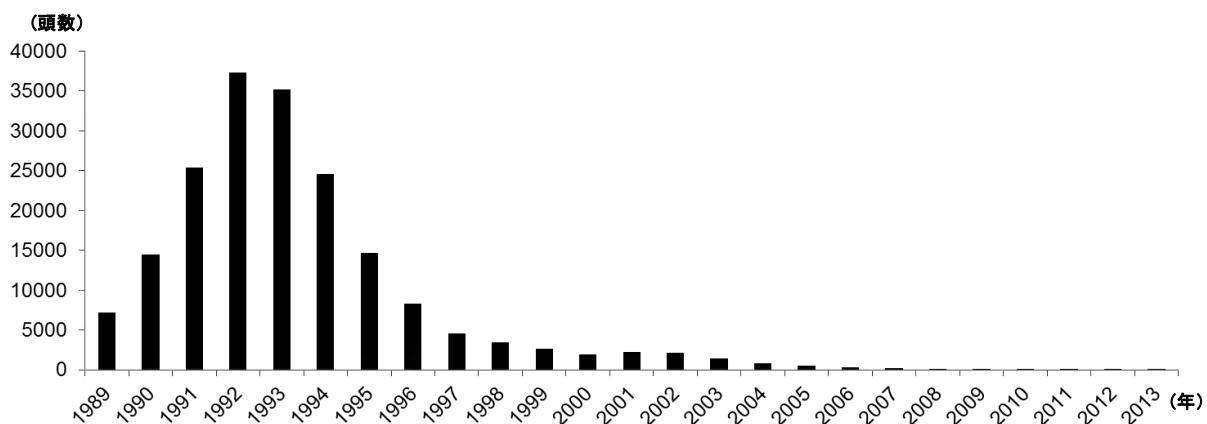
2   **1. 世界のBSE発生頭数の推移**

3   国際獣疫事務局（OIE）に対し報告があった BSE の発生頭数は、累計で  
4   190,646 頭（2013 年 6 月現在）である。発生のピークであった 1992 年には  
5   年間 37,316 頭の BSE 発生報告があったが、その後、大幅に減少し、2012 年  
6   には 21 頭、2013 年には 3 頭（2013 年 6 月現在）の発生にとどまっている（図  
7   2）。これは、飼料規制の強化等により主たる発生国である英国の発生頭数  
8   が激減していることに加え、同様に飼料規制を強化した英国以外の国における  
9   発生頭数も減少してきていることを反映している。

10   これらのことから、飼料規制の導入・強化により、国内外ともに BSE の発  
11   生リスクが大幅に低下していることがうかがえる。なお、発生が最も多い EU  
12   において確認された BSE 検査陽性牛の平均月齢については、2001 年では健  
13   康と畜牛が 75.8 か月齢、高リスク牛が 88.7 か月齢であったが、2011 年には  
14   各々 178.4 か月齢、171.6 か月齢となっており、上昇傾向にある（参照 1）。

15   EU 等における BSE 検査頭数（2001～2011 年）は約 1 億 252 万頭（表 1）  
16   である。

第82回プリオン専門調査会  
評価書（案）たたき台



	1992	...	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013 <sup>(※1)</sup>	累計
<b>全体</b>	37,316	...	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	3	190,646
<b>欧洲 (英國を除く)</b>	36	...	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	2	5,963
(アイルランド)	18	...	246	333	183	126	69	41	25	23	9	2	3	3	1	1,655 <sup>(※2)</sup>
(フランス)	0	...	274	239	137	54	31	8	9	8	10	5	3	1	—	1,021
(オランダ)	0	...	20	24	19	6	3	2	2	1	0	2	1	0	—	88
<b>英国</b>	37,280	...	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	1	184,622
<b>米国</b>	0	...	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	—	3
<b>カナダ</b>	0	...	0	0	2 <sup>(※3)</sup>	1	1	5	3	4	1	1	1	0	—	20 <sup>(※4)</sup>
<b>ブラジル</b>	0	...	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	—	1
<b>日本</b>	0	...	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	36

1

資料は、2013年6月末現在のOIEホームページ情報に基づく。

※1：2013年については、アイルランド、ポーランド及び英國で報告されている。

※2：アイルランド政府によると、1,659頭（2013年6月末現在）のBSE陽性牛が確認されているが（参照2）、本図においては、OIEホームページ情報を採用した。

※3：うち1頭はアメリカで確認されたもの。

※4：カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含んでいる。

図2 世界におけるBSE発生頭数の推移

2

第 82 回プリオン専門調査会  
評価書（案）たたき台

1 表1 EU等におけるBSE検査頭数

検査年	総計	健康 と畜牛	死亡牛	緊急 と畜牛	と畜前検査 異常牛	臨床的に 疑われる牛	BSE 淘汰 (疑似患畜)
2001	8,516,227	7,677,576	651,501	96,774	27,991	3,267	59,118
2002	10,423,882	9,124,887	984,973	182,143	71,501	2,658	57,720
2003	11,008,861	9,515,008	1,118,317	255,996	91,018	2,775	25,747
2004	11,081,262	9,569,696	1,151,530	233,002	107,328	3,210	16,496
2005	10,145,325	8,625,874	1,149,356	266,748	86,826	2,972	13,549
2006	10,152,335	8,663,348	1,309,132	105,898	66,695	2,844	4,918
2007	9,737,571	8,277,202	1,313,959	103,219	39,859	1,861	1,471
2008	10,071,873	8,499,780	1,450,365	76,616	41,655	2,352	1,105
2009	7,485,918	6,294,547	1,110,975	59,594	18,906	844	1,052
2010	7,515,151	6,330,807	1,104,532	58,323	20,451	660	378
2011	6,379,811	5,278,471	1,025,930	57,861	16,743	713	93
合 計	102,518,216	87,857,196	12,370,570	1,496,174	588,973	23,656	181,647

2 注) 2001 年、2002 年 : EU15 か国のみ

3 2003 年 : EU25 か国及びノルウェー

4 2004 年、2005 年 : EU25 か国及びブルガリア、ノルウェー

5 2006 年以降 : EU27 か国及びノルウェー

6 Report on the monitoring and testing of ruminants for the presence of Transmissible

7 Spongiform Encephalopathy (TSE) in the EU(参照 1)より作成

1    2. 各国の BSE 検査体制

2    各国の BSE 検査体制を表 2 に示した。

3    食用目的で処理される健康と畜牛の BSE 検査は、EU では、2013 年から、  
4    ブルガリア及びルーマニアを除き、加盟国の判断により実施しなくともよい  
5    こととされた(参照 3)。これにより、アイルランドは従前、72 か月齢超の牛  
6    の検査を実施していたが、2013 年 3 月 4 日に検査を廃止した(参照 4)。

7

8    表 2 各国の BSE 検査体制（2013 年 7 月現在）

	日本	アイルランド	(参考) OIE
食肉検査 (健康と畜牛など)	48 か月齢超 (2013 年 7 月 1 日改正)	— (2013 年 3 月 4 日改正)	— <sup>3</sup>
発生状況調査 <sup>1</sup> (高リスク牛 <sup>2</sup> )	24 か月齢以上の 死亡牛等 (24 か月齢未満 であっても中枢 神経症状を呈し た牛や歩行困難 牛等は対象)	48 か月齢超の 高リスク牛 (48 か月齢未満 であっても臨床 的に BSE を疑う 牛は対象)	30 か月齢超の高 リスク牛

9    \*<sup>1</sup> BSE の発生状況やその推移などを継続的に調査・監視するもの。

10    \*<sup>2</sup> 中枢神経症状を呈した牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと。

11    \*<sup>3</sup> OIE 基準では、BSE スクリーニング検査の実施を求めていない。

第 82 回プリオン専門調査会  
評価書（案）たたき台

3. 各国の特定危険部位（SRM）

各国の SRM を表 3 に示した。

SRM の範囲について、EU では、中枢神経系について月齢条件を定めている。SRM のうち、腸については、EU では十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜とされている。

6

7 表 3 各国の特定危険部位（2013年7月現在）

国	SRM
日本	<ul style="list-style-type: none"><li>・全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から 2 メートルまでの部分に限る。）並びに 30 か月齢超の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）及び脊髄（2013 年 4 月 1 日改正）</li><li>・30 か月齢超の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）（2013 年 2 月 1 日改正）</li></ul>
EU（アイルランドを含む。）	<ul style="list-style-type: none"><li>・12 か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む。）及び脊髄</li><li>・30 か月齢超の脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。）</li><li>・全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜</li></ul>
OIE (管理されたリスクの国)	<ul style="list-style-type: none"><li>・30 か月齢超の脳、眼、脊髄、頭蓋骨及び脊柱</li><li>・全月齢の扁桃及び回腸遠位部</li></ul>

第 82 回プリオン専門調査会  
評価書（案）たたき台

1    4. 各国の飼料規制

2    各国の肉骨粉の飼料規制状況を表 4 に示した。

3    アイルランドでは 2001 年 1 月に、交差汚染防止対策の観点から飼料規制が  
4    強化されている(参照 5, 6)。すなわち、牛・豚・鶏の肉骨粉が牛・豚・鶏の飼  
5    料に利用できないように規制が強化されている。

6

7    表 4 各国の飼料規制状況（2013 年 7 月現在）

		給与飼料			
		日本		EU (アイルランドを含む。)	
		牛	豚・鶏	牛	豚・鶏
肉 骨 粉	牛	×	×	×	×
	豚	×	○	×	×
	鶏	×	○	×	×

1   **III. 牛群の感染状況**

2   **1. 飼料規制等の概要**

3   **(1) 生体牛、肉骨粉等の輸入**

4       EU 域内からの生体牛の輸入については、1989 年 7 月に、英国で 1988  
5       年 7 月 18 日以前に生まれた牛及び BSE 患畜とその疑似患畜である産仔の  
6       EU 域内への輸出が禁止された。1996 年には、英国からの生体牛の EU 域  
7       内への輸出が禁止され、1998 年にはポルトガルからの生体牛の輸出が禁止  
8       された。その後、2004 年にポルトガルからの当該輸出禁止措置が解除され、  
9       2006 年には英国からの輸出禁止措置も一定の条件を課した上で解除された。  
10      (参照 5, 6)

11      EU 域外からの生体牛の輸入については、2001 年に、欧州議会・理事会  
12      規則 (2001/999/EC : TSE 規則) Annex IX の規定により、輸出国の BSE  
13      ステータス分類に応じた輸入条件が適用されている。輸出可能国は欧州委  
14      員会規則 (2010/206/EU) に規定される第三国リスト<sup>1)</sup>に記載され、輸入時  
15      には、国境検査所 (BIP) による検疫検査の上、輸入を認める書類が発行さ  
16      れる。その後、輸入が認められた生体牛が EU 域内を移動する際に当該書  
17      類が必要となった。(参照 5, 6)

18      EU 域内からの肉骨粉の輸入については、1996 年に、英国からのは乳動物  
19      由来の肉骨粉の EU 域内への輸出が禁止された。1998 年には、ポルトガルか  
20      らのは乳動物由来の肉骨粉の EU 域内への輸出が禁止された。2001 年には、  
21      家畜飼料用の肉骨粉等を含む加工動物性たん白質の輸入が禁止された。(参  
22      照 5, 6) 2002 年には、欧州議会・理事会規則 (2002/1774/EC : 畜産副産物  
23      規則) Annex II に、動物由来副産物及び加工品の収集及び輸送に関する条  
24      件について、仕向け先の政府当局の許可、表示、車両の洗浄・消毒等が規  
25      定され、これらの規定を満たす場合を除き輸送が認められない。(参照 6)

27   **(2) 飼料規制**

28      アイルランドは、1994 年から実施した EU に先駆け、1990 年 8 月から  
29      反対する動物用飼料としての肉骨粉の販売及び給与を独自に禁止した。1996  
30      年 10 月には、は乳動物由来肉骨粉を用いた豚・鶏用飼料の製造に対し許可  
31      制を導入するなどの飼料規制の強化が図られた。(参照 5, 6)

32      2001 年 1 月には、欧州理事会決定 (2000/766/EC) 及び TSE 規則  
33      (2001/999/EC) により、全ての動物由來たん白質について、全ての家畜へ

---

<sup>1)</sup> カナダ、スイス、チリ、グリーンランド、クロアチア、アイスランド、モンテネグロ、マケドニア、ニュージーランド、サンピエール島とミクロン島、セルビア、ロシア (2013年6月時点)

の給与が完全に禁止された。これらの法規制により、動物由来たん白質を反する動物用飼料に供する事が不可能となった。なお、2001 年 1 月以前の動物由来たん白質については、市場、流通経路及び農場から在庫を回収することが法律で規定された。特定の厳しい条件下に限り、非反する動物用飼料に魚粉・動物由来第二リン酸カルシウム・血液製品（動物性たん白質）を使用することが可能であるが、反する動物用飼料を製造する建物内において動物性たん白質を製造することは、法律で禁止されている。また、不溶性不純物の含有量が 0.15% を超える反する動物由来の油脂の使用が禁止されている。(参照 5, 6)

## 2. BSE サーベイランスの状況

アイルランドは、BSE を 1989 年 4 月から通報対象疾病に指定し、牛の所有者又は獣医師等は、BSE の疑いがある牛又はその枝肉を発見した場合は、アイルランド農業・漁業・食糧省 (DAFM) 長官又は同省地域獣医事務所の検査官に通報しなければならないとされた。(参照 6)

1996 年から、BSE 陽性牛の同居牛に加え、コホート牛及び子孫のサーベイランスが開始された。2000 年には、健康と畜牛 965 頭及び死亡牛 550 頭の検査が実施された。2001 年 1 月には、30 か月齢超の全ての健康と畜牛及び 24 か月齢超の全ての緊急と畜牛の検査が、同年 6 月には、24 か月齢超の全ての死亡牛の検査が義務付けられた。(参照 5, 6)

2009 年 1 月には、欧州委員会決定 (2008/908/EC) に基づき、健康と畜牛、緊急と畜牛及び死亡牛の検査対象月齢が 48 か月齢超に引き上げられた(参照 6)。2011 年 7 月には、欧州委員会決定 (2011/358/EU) に基づき、健康と畜牛のみ検査対象月齢が 72 か月齢超へとさらに引き上げられた(参照 6)。そして、2013 年 3 月 4 日には、健康と畜牛の検査を廃止した(参照 4)。

スクリーニング検査のためのサンプリングについては、EU 規則に準拠した衛生標準作業手順 (SSOP) に基づき実施されている(参照 7)。スクリーニング検査は DAFM により承認された 4 か所の迅速診断検査施設 (RTL) で実施されている。ウエスタンプロット法、免疫組織化学検査及び病理組織学的検査による確定診断は国立リファレンス研究所 (NRL) のみで実施されている(参照 6, 7)。

アイルランドの各年度の BSE サーベイランス頭数を表 5 に示した。2012 年には、アイルランド国内では 298,067 頭の牛について BSE 検査が実施された。内訳は健康と畜牛が 239,714 頭、死亡牛が 57,076 頭、緊急と畜牛が 1,263 頭及び臨床的に BSE が疑われる牛が 14 頭であった。

第 82 回プリオン専門調査会  
評価書（案）たたき台

1

表5 アイルランドの各年のBSEサーベイランス頭数

年	BSE 検査頭数				BSE 検査 陽性牛*
	健康と畜牛	死亡牛	緊急と畜牛	臨床的に 疑われる牛	
1989	—	—	—	—	15
1990	—	—	—	—	14
1991	—	—	—	—	17
1992	—	—	—	—	18
1993	—	—	—	—	16
1994	—	—	—	—	19
1995	—	—	—	—	16
1996	—	—	—	138	74
1997	—	—	—	159	80
1998	—	—	—	174	83
1999	—	—	—	190	95
2000	965	550	232	349	149
2001	636,930	24,612	893	472	246
2002	610,002	76,203	2,169	491	333
2003	599,529	84,983	2,485	344	182
2004	604,971	85,300	2,314	275	126
2005	678,663	90,536	2,080	242	69
2006	740,015	100,662	2,477	177	41
2007	758,414	86,981	1,957	108	25
2008	686,329	98,787	2,203	94	23
2009	313,352	70,905	1,062	44	9
2010	327,135	63,692	762	35	2
2011	284,867	52,468	1,060	22	3
2012	239,714	57,076	1,263	14	3

2 \* 2013年3月にも1頭のBSE検査陽性牛が確認されている。

3 アイルランドサーベイランス結果より作成(参照 2,6)

1   **3. BSE 発生状況**

2   **(1) 発生の概況**

3       アイルランドでは、1989 年に初めて BSE 検査陽性牛が確認されて以降、  
4       2002 年の 333 頭をピークに、2003 年に 182 頭、2004 年に 126 頭、2005  
5       年に 69 頭、2006 年に 41 頭、2007 年に 25 頭、2008 年に 23 頭、2009 年  
6       に 9 頭、2010 年に 2 頭、2011 年及び 2012 年に 3 頭、2013 年 3 月に 1 頭、  
7       合計 1,659 頭の BSE 検査陽性牛が確認されている（2013 年 6 月現在）。（参  
8       照 2, 6）

9       これまでの BSE 検査陽性牛のうち、月齢が明らかなものについての最若  
10      齢は 43 か月齢、最高齢は 219 か月齢、平均 92 か月齢（7.6 歳）である。（参  
11      照 2, 6）

12      なお、非定型 BSE については、2013 年 6 月時点で 3 頭（11 歳、14 歳、  
13      16 歳）が確認されており、いずれも H 型であった。（参照 2, 6, 8）

15   **(2) 出生コホートの特性**

16      出生年別の BSE 検査陽性牛の頭数を図 3 に、飼料規制強化後に出生した  
17      BSE 検査陽性牛を表 6 に示した。

18      BSE 検査陽性牛の出生時期については、1995 年生まれが最も多くなって  
19      いる。BSE 検査陽性牛のうち最も遅く生まれたものは 2004 年 4 月生まれ  
20      であり、アイルランドにおいて完全な飼料規制（全ての家畜用飼料への全  
21      ての動物由来たん白質の給与禁止）が実施された 2001 年 1 月以降に生まれ  
22      た牛で BSE 陽性が確認されたのは、合計 11 頭である。

23      飼料規制の強化後に生まれた BSE 検査陽性牛は、2001 年生まれが 5 頭、  
24      2002 年生まれが 2 頭、2003 年生まれが 3 頭、2004 年生まれが 1 頭と、発  
25      生は減少している（参照 9）。これらの発生については、アイルランド政府は、  
26      飼料規制の強化がフィードチェーン全体に効果を發揮するまでの間にフィ  
27      ードチェーンに残留した飼料規制強化前の微量の古い飼料に起因すると考  
28      えている（参照 8, 9, 10）。

第 82 回プリオン専門調査会  
評価書（案）たたき台

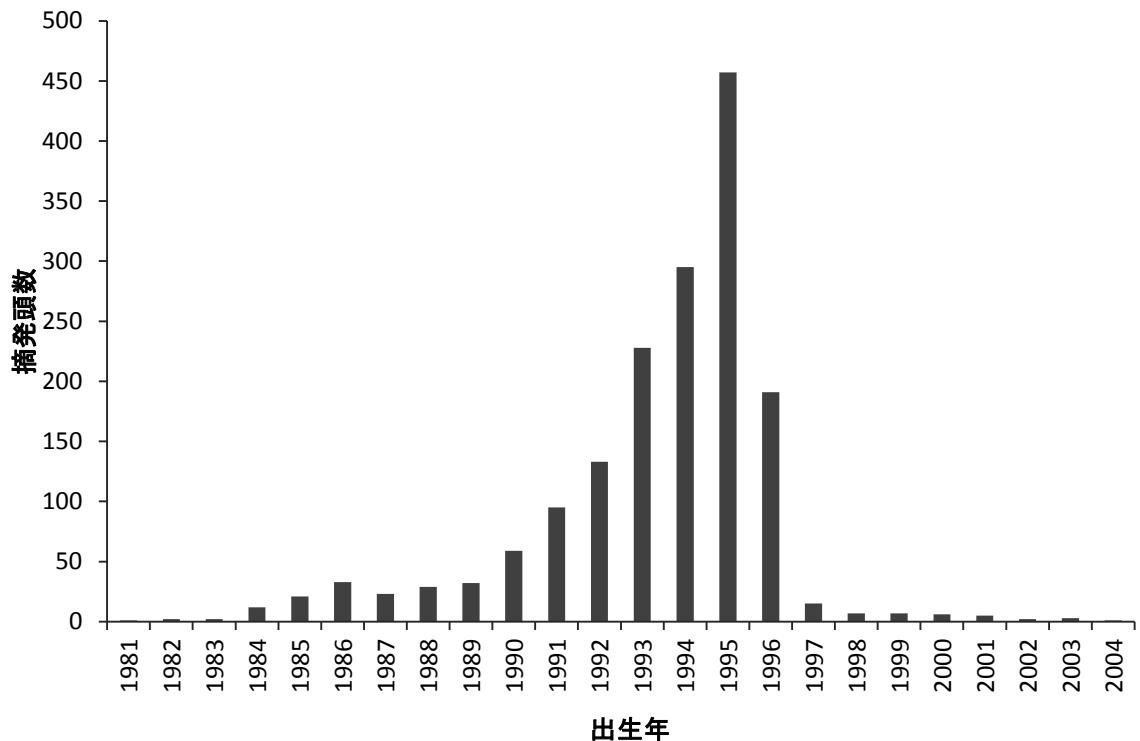


図3 アイルランドの出生年別のBSE検査陽性牛頭数

表6 飼料規制強化後に生まれたBSE検査陽性牛

誕生年月	確認年	月齢	区分
2001年2月	2009年	96か月齢	死亡牛
2001年3月	2005年	52か月齢	死亡牛
2001年3月	2006年	66か月齢	臨床的に疑われる牛
2001年9月	2005年	44か月齢	死亡牛
2001年11月	2008年	79か月齢	臨床的に疑われる牛
2002年5月	2007年	65か月齢	死亡牛
2002年11月	2009年	83か月齢	健康と畜牛
2003年2月	2008年	68か月齢	コホート牛
2003年3月	2008年	66か月齢	死亡牛
2003年3月	2011年	97か月齢	死亡牛
2004年4月	2009年	67か月齢	健康と畜牛

第82回プリオン専門調査会  
評価書（案）たたき台

1 牛群の感染状況のまとめ

国名		アイルランド
国内安定性	飼料給与	1990年：反すう動物用飼料としての肉骨粉の販売・給与を禁止。 2001年：家畜への動物由来たん白質の給与を禁止。
	SRMの利用実態	SRM: 12か月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む。)及び脊髄、30か月齢超の脊柱(尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。)、 全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜  全てのSRMは除去され、専用の容器で廃棄された後、焼却又はセメント工場で処理される。
	レンダリングの条件	1997年4月に、全ての動物由来の肉骨粉は、133°C3気圧20分の処理を義務化。 現在では、EU規則(1069 / 2009)で定められているSRMを含むカテゴリー1、2に属する廃棄物は、133°C3気圧20分で処理されている。 不溶性不純物が0.15%以上の反すう動物由来の油脂は使用が禁止されている。
	交差汚染防止対策	1996年：ほ乳動物由来肉骨粉を用いた飼料の製造を豚・鶏用飼料専用工場に限定する許可制を導入。 2001年：反すう動物用飼料を製造する建物内での、動物性たん白質(魚粉、第二リン酸カルシウム、血液製品)の製造を禁止。
2 3	サーベイランス	48か月齢超の死亡牛、緊急と畜牛を検査。  健康と畜牛の検査については、 2001年1月より、30か月齢超 2009年1月より、48か月齢超 2011年7月より、72か月齢超と段階的に検査対象月齢を引き上げ、 2013年3月より、健康と畜牛の検査を廃止。  OIE基準の定める10万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能なサーベイランスを実施。

1   **IV. SRM 及び食肉処理**

2   **1. SRM 除去**

3   **(1) SRM 除去の実施方法等**

4         12 か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む。）及び脊髄、30 か月齢超  
5         の脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・  
6         仙骨翼を除き、背根神経節を含む。）並びに全月齢の扁桃並びに十二指腸  
7         から直腸までの腸管及び腸間膜が SRM として規定されている。(参照 8, 11,  
8         12)

9         SRM 除去は、と畜場における BSE 管理を含む SSOP に基づき行われ、  
10       DAFM の地域検査機関 (VPHIS) の獣医官により監視が行われている。(参  
11       照 11, 12, 13)

12       脊髄の除去については、背割り後に専用のナイフ又は吸引装置を用いて  
13       作業員により行われ、獣医官が枝肉検査時に脊髄が残存していないことを  
14       確認している。背割り鋸は 1 頭毎に洗浄されている。また、脊髄除去後に  
15       十分な水で枝肉洗浄が行われている。脊柱以外の SRM は、と畜場において  
16       除去されたことを獣医官が確認し、除去された SRM は専用の容器に廃棄さ  
17       れる。30 か月齢超の牛の脊柱は、食肉処理施設で除去され、獣医官により  
18       監視が行われている。(参照 7, 8)

19       除去された SRM は、畜産副産物規則 (2002/1774/EC) に基づき 133°C3  
20       気圧 20 分の条件下で処理される。その後、同規則に基づき他の EU 加盟国  
21       に輸出後焼却され、一部は国内のセメント工場で処理されている。(参照 6)

23   **(2) SSOP、HACCP に基づく管理**

24       SSOP 及び危害分析重要管理点 (HACCP) に基づく管理は、全てのと畜  
25       場及び食肉処理施設において導入されている。(参照 7)

26       各施設の HACCP に基づく手順書について、有効性を検証するための監  
27       査が DAFM により行われている。(参照 12)

29   **2. と畜処理の各プロセス**

30   **(1) と畜前検査及びと畜場における BSE 検査**

31       と畜場に搬入される全ての牛について、獣医官が目視で検査し、おびえ、  
32       恐怖、不安、知覚過敏、運動失調等の BSE を疑わせる臨床症状を示したも  
33       のは食用禁止となり、安樂死の後、頭部が近くの VPHIS に送付される。そ  
34       こで脳が採材され、確認検査を行う NRL に送付されて、BSE 検査が実施  
35       される。(参照 6, 8, 14)

36       健康と畜牛の BSE 検査は、2001 年 1 月から 30 か月齢超(参照 5)、2009

年 1 月から 48 か月齢超、2011 年 7 月から 72 か月齢超を対象として実施されていた(参照 6)。2013 年 3 月 4 日からは健康と畜牛の BSE 検査は廃止されている(参照 4)。

## (2) スタンニング、ピッキング

全てのと畜場において、ピストル型の家畜銃 (Captive bolt pistol : ボルトが頭蓋内に進入する) が使用されており、頭蓋内に圧縮空気が入るタイプのものは使用されていない。(参照 7, 8)

ピッキングは 2001 年の TSE 規則 (2001/999/EC) 施行時に禁止されている。(参照 7, 8)

## 3. その他

### (1) 機械的回収肉 (MRM)

EU 規則及びアイルランド国内法に基づき、牛を原料とした機械的回収肉の製造は禁止されている。(参照 7)

### (2) トレーサビリティ

アイルランドでは、と畜場における牛の月齢確認には耳標、個体パスポートが使用されており、歯列検査は月齢判定の手段としては実施されていない。1950 年代から、耳標番号に基づく個体識別が行われてきた。1996 年から生後 20 日以内に番号を付した耳標を装着し、耳標装着後 7 日以内に登録することが義務付けられ、全ての牛の生年月日がデータベースに記録された。そして、2000 年 1 月からは欧州議会・理事会規則 (2000/1760/EC) 及び国内法により、移動や死亡した場合 7 日以内に報告することが義務付けられている。(参照 6, 15)

### (3) と畜場及びと畜頭数

と畜場及び食肉処理場は欧州議会・理事会規則 (2004/854/EC) に基づいた国の規制である SI 432/2009 に従い、DAFM 又は VPHIS が施設の許可を行っている(参照 8)。2013 年現在、アイルランド国内における認可された牛のと畜場は 30 施設である(参照 16)。

年間と畜頭数は、2011 年のデータによると約 164 万頭であり、うち 30 か月齢超が約 74 万頭である。(参照 12)

第82回プリオン専門調査会  
評価書（案）たたき台

SRM及び食肉処理のまとめ

国名	アイルランド		
ピッキングと畜場での検査	と畜場での検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>と畜場に搬入される全ての牛について、VPHISの獣医官が歩行状態などを目視で検査する。</li> <li>と畜前検査において、おびえ、恐怖、不安、知覚過敏、運動失調等のBSE様の臨床症状を示したものは、食用に供されることなく安樂死の後、サンプルを採取し、BSE検査が実施される。</li> <li>健康と畜牛のBSE検査は2001年1月から30か月齢超、2009年1月から48か月齢超、2011年7月から72か月齢超が対象となっていた。2013年3月からは健康と畜牛のBSE検査は廃止された。</li> </ul>	
	圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニング	実施していない。	
	ピッキング	実施していない。	
SRM除去の実施状況等	SRMの定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>12か月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む。)及び脊髄</li> <li>30か月齢超の脊柱(尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む。)</li> <li>全月齢の扁桃、十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜</li> </ul>	
	SRMの除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>SRM除去は獣医官により確認。</li> <li>30か月齢超の牛の脊柱は、食肉処理施設で除去される。</li> <li>扁桃は舌を切除する際に頭部に残される。</li> <li>除去されたSRMは青色のインクで着色され、専用の容器に廃棄される。</li> </ul>	
	実施方法等	背割り鋸は一頭毎に洗浄	
		脊髄は、枝肉の背割り後に専用のナイフまたは吸引装置により除去し、充分な量の水により枝肉洗浄	
		脊髄の除去は、獣医官により確認	
全ての施設においてHACCPの導入を義務付け			
MRM		製造していない。	

## 1 V. 食品健康影響評価

2 食品安全委員会プリオン専門調査会は、これまで参照した各種文献、厚生労  
3 働省から提出された評価対象国に関する参考資料等を用いて審議を行い、それ  
4 により得られた知見から、諮問内容のうち、アイルランドについて、（1）の  
5 輸入月齢制限及び（2）の SRM の範囲に関する取りまとめを先行して行うこと  
6 とした。

### 7 1. BSE の発生状況

8 世界の BSE の発生頭数は累計で 190,646 頭であるが、年間の発生頭数は、  
9 1992 年の 37,316 頭をピークに減少し、2012 年には 21 頭、2013 年には 3 頭  
10 となっている（2013 年 6 月現在）。

11 アイルランドでは、1,659 頭の BSE 感染牛が確認されており、うち 3 頭は  
12 非定型 BSE である（2013 年 6 月現在）。出生年でみた場合、2004 年 4 月生  
13 まれの 1 頭を最後にこれまでの 9 年間に生まれた牛に BSE 感染牛は確認され  
14 ていない。

### 15 2. 飼料規制とその効果

16 アイルランドにおいては、牛の飼料への BSE プリオンの混入を防止するた  
17 めの使用自粛を含む飼料規制が 1990 年に導入され、その後段階的に交差汚染  
18 防止まで含めた対策が強化されてきた。

19 アイルランドにおいては、全ての動物由来たん白質について、全ての家畜  
20 用飼料への利用を禁止する飼料規制が 2001 年 1 月に導入された。

21 交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化が行われてから、アイルラン  
22 ドは 12 年以上が経過している（2013 年 9 月現在）。

23 また、アイルランドにおいては、OIE が示す「管理されたリスクの国」に  
24 要求される 10 万頭に 1 頭の BSE 感染牛の検出が可能なサーベイランスが実  
25 施されている。飼料規制が強化された後に生まれた BSE 検査陽性牛 (BARB)  
26 は、11 頭確認されている。うち、飼料規制が強化された 2 年後の 2003 年ま  
27 でに生まれた牛に 10 頭の感染牛が摘発されているが、2004 年生まれの牛に  
28 おいて摘発された感染牛は 1 頭のみであり、この 1 頭を最後にこれまでの 9  
29 年間に生まれた牛には BSE 感染が確認されていない。

30 よって、アイルランドにおける飼料規制は BSE の発生抑制に大きな効果を  
31 発揮しているものと判断した。

### 32 3. SRM 及び食肉処理

33 アイルランドにおいては、OIE が「管理されたリスクの国」の貿易条件と  
34 して定めた SRM の範囲より広い範囲を SRM と定義し、SRM の除去やピッ  
35 シングの禁止などの食肉処理工程における人への BSE プリオンの曝露リスク

1 の低減措置がとられている。

2 従って、牛肉及び牛内臓による人への BSE プリオンの曝露リスクは、BSE  
3 対策の導入以降、飼料規制等による牛への BSE プリオンの曝露リスクの低下  
4 とも相まって、極めて低いレベルになっているものと判断した。

5

#### 6 4. 牛の感染実験

7 本事項については、2012 年 10 月評価書「牛海綿状脳症（BSE）対策の見  
8 直しに係る食品健康影響評価」（別添資料）のとおりである。

9

#### 10 5. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）

11 本事項については、2012 年 10 月評価書「牛海綿状脳症（BSE）対策の見  
12 直しに係る食品健康影響評価」（別添資料）のとおりである。

13 なお、vCJD は、2013 年 6 月現在、世界中で 228 例が報告されており、う  
14 ちアイルランドにおいて 1999 年に 1 例、2005 年に 2 例、2006 年に 1 症例の  
15 計 4 例の発生が確認されているが、2006 年以降は発生が確認されていない。

16

#### 17 6. 非定型 BSE

18 本事項については、2012 年 10 月評価書「牛海綿状脳症（BSE）対策の見  
19 直しに係る食品健康影響評価」（別添資料）のとおりである。

20 なお、2013 年 6 月現在、アイルランドでは 3 頭（いずれも H 型）の非定型  
21 BSE 陽性牛が 11 歳、14 歳、16 歳の高齢で確認されている。

1    7. まとめ

2    (1) 牛群の BSE 感染状況

3        アイルランドにおいては、これまで 1,659 頭の BSE 感染牛が確認されて  
4        いるが、2001 年 1 月から飼料規制が強化されており、それ以降に生まれた  
5        牛には、2004 年 4 月生まれの 1 頭を最後に BSE 感染牛は確認されていない。  
6        引き続き BSE の発生状況等の確認は必要であるが、アイルランドにおける  
7        飼料規制等の有効性は高いことがサーバイランスにより確認されている。  
8        なお、アイルランドにおいては、EU の定めたサーバイランス水準を満  
9        たしており、結果として OIE の定めた 10 万頭に 1 頭の BSE 感染牛が検出  
10      可能な水準を満たしている。

11      (2) BSE 感染牛組織の異常プリオンたん白質蓄積と人への感染リスク

12       上記のようなアイルランドの牛群の BSE 感染状況の下では、仮に BSE  
13      プリオンによる汚染飼料を牛が摂取するような状況があったとしても、牛  
14      における BSE プリオン摂取量は、感染実験における英國 BSE 感染牛脳組  
15      織 1g 相当以下と想定される。1g 経口投与実験では、投与後 44 か月目以降  
16      に臨床症状が認められて中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出さ  
17      れたが、投与後 42 か月目（46 か月齢相当以上）までには検出されていな  
18      い。なお、BSE の脳内接種実験では、発症前の最も早い時期に脳幹で異常  
19      プリオンたん白質が検出されたのは発症前 7~8 か月であることから、さら  
20      に安全を考慮しても、30 か月齢以下の牛で、中枢神経組織中に異常プリオ  
21      ンたん白質が検出可能な量に達する可能性は非常に小さいと考えられる。

22       vCJD の発生については、最も多くの vCJD が発生していた英國におい  
23      ても、2000 年をピークに次第に減少してきている。vCJD の発生は BSE の  
24      発生との関連が強く示唆されているが、近年、vCJD の発症者は世界全体で  
25      年に数名程度と大幅に減少していることから、この間の飼料規制や SRM 等  
26      の食品への使用禁止をはじめとする BSE 対策が、牛のみならず人への感染  
27      リスクを顕著に減少させたものと考えられる。

28       なお、非定型 BSE が人へ感染するリスクは否定できない。現在までに、  
29      日本の 23 か月齢の牛で確認された 1 例を除き、大部分は 8 歳を超える牛で  
30      発生している（確認時の年齢の幅は 6 歳~18 歳）。また 23 か月齢で確認  
31      された非定型 BSE 陽性牛の延髄における異常プリオンたん白質の蓄積量は、  
32      BSE プリオンに対する感受性が高い牛プリオンたん白質を過剰発現するト

1 ランスジェニックマウスにも伝達できない非常に低いレベルであった。こ  
2 のような状況を踏まえ、非定型 BSE に関しては、高齢の牛以外の牛における  
3 リスクは、あったとしても無視できると判断した。

4

### 5 (3) 評価結果

6 現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、上記（1）及び（2）  
7 に示した牛群の BSE 感染状況及び感染リスク並びに BSE 感染における牛  
8 と人の種間バリアの存在を踏まえると、アイルランドに関しては、諮問対  
9 象月齢である 30 か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓（扁桃及び回腸遠位  
10 部以外）の摂取に由来する BSE プリオンによる人での vCJD 発症は考え難  
11 い。

12 したがって、以上の知見を総合的に考慮すると、諮問内容のうちアイル  
13 ランドに係る（1）の輸入月齢制限及び（2）の SRM の範囲に関する結  
14 論は以下のとおりとなる。

15

#### 16 ① 月齢制限

17 アイルランドに係る輸入条件に関し、輸入月齢制限の規制閾値が「輸入  
18 禁止」の場合と「30 か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常  
19 に小さく、人への健康影響は無視できる。

20

#### 21 ② SRM の範囲

22 アイルランドに係る輸入条件に関し、頭部（扁桃を除く。）、脊髄及び  
23 脊柱について、SRM の範囲が「輸入禁止」の場合と「30 か月齢超」の場合  
24 のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視で  
25 きる。

第 82 回プリオン専門調査会  
評価書（案）たたき台

＜別紙：略称＞

略称	名称
BARB	飼料規制強化後に生まれた BSE 検査陽性牛
BIP	国境検査所
BSE	牛海綿状脳症
DAFM	アイルランド農業・漁業・食糧省
EU	欧州連合
HACCP	危害分析重要管理点
MRM	機械的回収肉
NRL	アイルランド国立リファレンス研究所
OIE	国際獣疫事務局
RTL	アイルランド迅速診断検査施設
SRM	特定危険部位
SSOP	衛生標準作業手順
TSE	伝達性海綿状脳症
vCJD	変異型クロイツフェルト・ヤコブ病
VPHIS	アイルランド農業・漁業・食糧省地域検査機関
WHO	世界保健機関

＜参考文献＞

- 1 European Commission. Report on the monitoring and testing of ruminants for the presence of Transmissible Spongiform Encephalopathy(TSE)in the EU in 2011. 2001～2011
- 2 アイルランド諮問参考資料. Request for submission of additional supporting documents on the assessment of health effects by food products.
- 3 European Commission. Commission Implementing Decision of 17 June 2011 amending Decision 2009/719/EC authorising certain Member States to revise their annual BSE monitoring programmes (notified under document C(2011) 4194) Official Journal L 161/29. 2011; 29-33
- 4 DAFM. Department of Agriculture, Food and the Marine Trader Notice MH 08/2013. 2013
- 5 アイルランド諮問参考資料. 1-1. Ireland's Application for BSE Categorisation as a Controlled Risk Country.
- 6 アイルランド諮問参考資料. 2-1. Questionnaire for BSE (Bovine spongiform encephalopathy) Revision: August 8th, 2012.
- 7 アイルランド諮問参考資料. 1-2. Basic Questionnaire for the preparation of information needed for the Risk assessment of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) in Ireland.
- 8 アイルランド諮問参考資料. 1-6. アイルランド現地調査報告.
- 9 アイルランド諮問参考資料. 2-3. Additional Questionnaires for Ireland.
- 10 G. M. Eoin Ryan, Hazel Sheridan, Simon J. More, Inma Aznar. The epidemiology of bovine spongiform encephalopathy in the Republic of Ireland before and after the reinforced feed ban. Preventive Veterinary Medicine. 2012; 105: 75-84
- 11 アイルランド諮問参考資料. 1-2-DAFF7. Animal By-Products Standard Operating Procedure(SOP).
- 12 アイルランド諮問参考資料. 1-7. Information necessary to be submitted by Ireland (related to MHLW).
- 13 アイルランド諮問参考資料. 1-5. Response by the Department of Agriculture, Fisheries and Food of Ireland (DAFF) to the second supplementary questionnaire on BSE and Beef provided by the Ministry of Health Labour & Welfare of Japan.
- 14 アイルランド諮問参考資料. 1-2-DAFF10. Japanese Questionnaire Ref. I 10 (b) Standard Operating Procedure (SOP) for TSE
- 15 アイルランド諮問参考資料. 1-4. Response from the Department of Agriculture, Fisheries and Food, Ireland (DAFF) to queries raised by the Office of Import Food Safety Inspection and Safety Division in Attachment 1, appended to correspondence dated 25th March 2009.
- 16 DAFM. Meat, Fish & Egg Establishments approved by the Department under S.I. 432 of 2009. 2013

第 82 回プリオン専門調査会  
評価書（案）たたき台

＜別添資料＞

プリオノ評価書「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」  
(2012 年 10 月 22 日付け府食第 931 号)